

警察法施行令の一部を改正する政令について

1 趣旨

警視庁及び道府県警察本部の内部組織については、警察法第47条第4項により、「政令で定める基準に従い、条例で定める」こととされ、これに基づき、警察法施行令が基準を定めているところ。

この度、各都道府県が当該都道府県の治安情勢に応じた組織をより自主的に整備できるよう、内部組織の基準を弾力化するため、警察法施行令を改正するもの。

2 改正の概要

現行の警察法施行令は、都道府県警察を4つのグループに区分した上で、それぞれに応じた部の編成を各別に基準として示しているところ。

これを、次のように改正する。

警視庁及び道府県警察本部には、警務部、生活安全部、刑事部、交通部、警備部の5部を置くこととする。

人口、犯罪発生状況その他の事情により必要があるときは、上記の5部のほか、警務部の所掌事務の一部を所掌する総務部、地域警察その他の警らに関することを所掌する地域部、警備警察に関することを所掌する公安部その他上記の5部の所掌事務の一部を所掌する部を置くことができることとする。

3 参考

平成14年10月の地方分権改革推進会議「事務・事業の在り方に関する意見」においては、「警察制度についての具体的措置」として、「各都道府県が当該都道府県の治安情勢に応じた組織をより自主的に整備できるよう、都道府県警察の内部組織の基準について規定する警察法施行令付録を改正する。」ことを求めている。なお、これと同様の内容が平成14年12月24日に閣議に報告された「国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針」に反映されている。

4 公布・施行 2月5日(水)